

各 位

会 社 名 NEC ネットエスアイ株式会社
代表者名 代表取締役社長 馬場 征彦
(コード番号1973 東証第一部)
問合せ先 企画部長 水谷 勝恒
電 話 03-5463-1111

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年4月26日開催の定時取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成18年6月29日開催予定の第74期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 事業内容の明確化を図るとともに今後の事業展開に備え、現行定款第2条(目的)に事業目的の一部追加し、号数の変更を行うものであります。
- (2) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第87号)が平成17年2月1日に施行されたことに伴い、本制度を採用するため、現行定款第4条(公告の方法)について所要の変更を行うものであります。
- (3) 監査体制の一層の強化を図るため、監査役の員数枠を4名以内から5名以内に増員することとし、現行定款第25条(員数)について所要の変更を行うものであります。
- (4) 「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下「整備法」という)が、平成18年5月1日に施行されることに伴い、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。
 - ① 単元未満株主の権利の明確化を図るため、変更案第9条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。
 - ② インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等の一部をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするため、変更案第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
 - ③ 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずにと取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするため、変更案第24条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
 - ④ 社外監査役が職務遂行において善意でかつ重大な過失がない場合には、その責任を限定する契約を社外監査役との間で締結できることとなったため、有用な人材を確保できるよう、変更案第34条(社外監査役との責任限定契約)を新設するものであります。

- ⑤ 機動的な資本政策および配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能にするため、変更案第36条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するものであります。
- ⑥ その他、会社法が施行されることに伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。
- なお、「整備法」に定める経過措置の規定により、平成18年5月1日付けで、当社定款には以下の定めがあるものとみなされます。
- ・ 本会社に、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置く旨の定め
 - ・ 本会社は株券を発行する旨の定め
 - ・ 本会社は株主名簿管理人を置く旨の定め

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

| | |
|-----------------|-----------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 平成18年6月29日（木曜日） |
| 定款変更の効力発生日 | 平成18年6月29日（木曜日） |

以 上

定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 本会社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>1. 各種電気通信設備、電子機器設備、電気設備及びこれらの付帯設備の建設、保守及び修理加工</p> <p>2. 土木、建築、その他工作物の建設、保守及び修理加工</p> <p>3. 医療機器の製造、販売、賃貸及び修理</p> <p>4. 前各号に関連する機材、機器、ソフトウェアの製作、販売及び賃貸</p> <p>5. 前各号に関連する調査、計画、設計、監督、技術指導、技術協力及び運営</p> <p>6. 情報通信サービス及び情報提供サービス業務</p> <p>7. 労働者派遣事業</p> <p>8. 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>9. 前各号に定めた業務で他人の経営に属するものに対する投資</p> | <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 本会社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>情報通信ネットワークシステムの企画、構築、調整、検査及び保守</u></p> <p>(2) } (現行どおり)</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) }</p> <p>(6) 前各号に関連する調査、計画、設計、監督、技術指導、技術協力、<u>教育訓練及び運営</u></p> <p>(7) } (現行どおり)</p> <p>(8) }</p> <p>(9) }</p> <p>(10) }</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(新 設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 本会社の公告は、<u>日本経済新聞にこれを掲載する。</u></p> | <p>(機 関)</p> <p>第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) <u>取締役会</u></p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 本会社の公告方法は、<u>電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> |
| <p>第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 本会社が発行する株式の総数は、<u>1億株とする。</u></p> | <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 本会社の発行可能株式総数は、<u>1億株とする。</u></p> |
| <p>(新 設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 本会社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> | <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 本会社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(削 除)</p> |
| <p>(1 単元の株式の数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 本会社の <u>1単元の株式の数は、100株とする。</u></p> <p>2. 本会社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）の数を表示した株券を発行しない。</u></p> | <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 本会社の <u>単元株式数は、100株とする。</u></p> <p>2. 本会社は、<u>前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(单元未満株式の買増請求)</p> <p>第8条 本会社の<u>单元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）</u>は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、その单元未満株式の数と併せて1单元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p> <p>(株式の取扱規則)</p> <p>第9条 <u>株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の再発行、单元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する請求の手續並びに手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> | <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 本会社の株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、<u>その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p>(单元未満株式の買増請求)</p> <p>第10条 本会社の株主は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>(株式の取扱規則)</p> <p>第11条 本会社の株式に関する<u>取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(名義書換代理人)</p> <p>第10条 本会社は、<u>株式について名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2. <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> <p>3. <u>本会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、本会社においてはこれを取扱わない。</u></p> | <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 本会社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3. <u>本会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取扱わない。</u></p> |
| <p>(基準日)</p> <p>第11条 本会社は、<u>毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とみなす。</u></p> <p>2. <u>前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> | <p>(削 除)</p> |
| <p>第3章 株 主 総 会</p> | <p>第3章 株 主 総 会</p> |
| <p>第12条 (略)</p> <p>(新 設)</p> | <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 <u>本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>第13条 (略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(決議の要件)</p> <p>第14条 株主総会の普通決議は、<u>出席株主の議決権の過半数によりこれを行う。</u></p> <p>2. <u>商法第343条の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上によりこれを行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、議決権を行使することができる本会社の他の株主に委任して、その議決権を行使することができる。但し、この場合には、代理権を証する書面を株主総会の開会前に本会社に提出しなければならない。</p> | <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 <u>本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の要件)</p> <p>第17条 株主総会の普通決議は、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、議決権を行使することができる本会社の他の株主1名に委任して、その議決権を行使することができる。但し、この場合には、代理権を証する書面を株主総会の開会前に本会社に提出しなければならない。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(議事録)</p> <p>第16条 <u>株主総会の議事については、その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに署名又は電子署名を行う。</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条 (略)</p> <p>(選任決議)</p> <p>第18条 <u>取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によりこれを行う。</u></p> <p>2. (略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第19条 <u>取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に満了する。</u></p> <p>(代表取締役等)</p> <p>第20条 <u>本会社を代表する取締役は、取締役会の決議により、これを定める。</u></p> <p>2. (略)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>(新 設)</p> | <p>(削 除)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p>(選任決議)</p> <p>第20条 <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 <u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役等)</p> <p>第22条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 <u>本会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p>第22条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によりこれを定める。</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第23条 本会社は、社外取締役との間に、<u>商法第266条第1項第5号の行為に関する責任に関して、善意でかつ重大な過失がない場合は、社外取締役の本会社に対する賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限定額は、120万円以上であらかじめ定めた金額又は法令に定める金額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第24条 (略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第25条 本会社に監査役4名以内を置く。</p> <p>(選任決議)</p> <p>第26条 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によりこれを行う。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第27条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に満了する。</u></p> | <p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によってこれを定める。</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第26条 本会社は、社外取締役との間に、<u>会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限定額は、120万円以上であらかじめ定めた金額又は法令に定める金額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第28条 本会社に監査役5名以内を置く。</p> <p>(選任決議)</p> <p>第29条 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(常勤監査役)</p> <p>第28条 <u>監査役は、その互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>第29条 (略)</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第30条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、監査役の過半数によりこれを行う。</u></p> <p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p>第31条 <u>監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によりこれを定める。</u></p> <p>(新 設)</p> | <p>(常勤監査役)</p> <p>第31条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第33条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。</u></p> <p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第34条 <u>本会社は、社外監査役との間に、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限定額は、120万円以上であらかじめ定めた金額又は法令に定める金額のいずれか高い額とする。</u></p> |
| <p>第6章 計 算</p> <p>(決 算 期)</p> <p>第32条 <u>本会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、その末日をもって決算期とする。</u></p> | <p>第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第35条 <u>本会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>(利益配当金)</u></p> <p>第33条 <u>利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者にこれを支払う。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p>第34条 <u>本会社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、取締役会の決議により、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配（「中間配当」という。）を行うことができる。</u></p> <p><u>(除斥期間)</u></p> <p>第35条 <u>利益配当金又は中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してなお受領されないときは、本会社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p><u>(附 則)</u></p> <p>2. <u>第19条（任期）の規定にかかわらず平成16年6月29日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期は、平成18年開催の定時株主総会の終結の時までとする。なお、本附則は平成18年開催の定時株主総会の終結の時をもって削除されるものとする。</u></p> | <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第36条 <u>本会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定める。</u></p> <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p>第37条 <u>本会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>2. <u>本会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>3. <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>(除斥期間)</u></p> <p>第38条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してなお受領されないときは、本会社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> |